

## FP Topics = 知っておきたい相続知識 = 2019年3月号

### ★相続の放棄と限定承認

2月号では、相続人の確定と相続分という内容で、相続人とその相続分のお話でした。

相続人となる親族は第一順位の直系卑属(子や孫)、第二順位の直系尊属(父や母など)及び第三順位の傍系の血族(兄弟姉妹や甥姪など)で法定相続人といい、その相続分は民法で定められた相続割合です。相続税額を求める際に必要であり、相続人同士の話し合いで合意しない場合の法律上の目安となるものでした。

3月号では、相続人が確定した後の相続の放棄及び限定承認について解説してみたいと思います。



### ●相続の放棄●

相続の放棄とは、プラスの財産もマイナスの財産(借金など)も一切引き継がない(相続しない)というものです。相続人が確定し、その相続人が財産を相続する場合、プラスの財産がマイナスの財産より多い場合は、そのまま全ての財産を相続することとなります。全ての財産を無条件で相続することを『単純承認』といい、何も手続き等しない場合はこの『単純承認』となります。しかし、遺産の内訳が明らかにプラスの財産よりマイナスの財産(借金など)の方が多く、『相続放棄』の手続きをすることで、被相続人(亡くなった親族)のプラスの財産及びマイナスの財産(借金など)の全てを相続しないことができます。正式な相続の放棄には期限があり、相続の開始があったことを知った日から3ヶ月以内に、被相続人の住所地の家庭裁判所に申告しなければなりません。(民法915,民法918)

	限定承認	相続放棄
メリット	・相続財産の範囲内で借金を負担	・相続人は自己の財産を保護できる ・相続に一切係わらない
デメリット	・被相続人から相続人への相続財産の時価による譲渡とみなされ含み益には譲渡所得税が課税される	・財産は一切相続できない
適用する場合	・相続財産が債務超過の状況にあるかどうか不明な場合 ・どうしても相続したい財産がある場合	・相続財産の債務超過が明らかかな場合
申し立て方法	・相続人全員が共同で申述	・各相続人が単独で申述可能

## ●相続の限定承認●

限定承認とは、相続人が相続する財産のうちプラスの財産の範囲内でマイナスの財産も相続するという方法です。この『限定承認』も『相続放棄』と同様に相続の開始があったことを知った日から3ヶ月以内に、被相続人の住所地の家庭裁判所に申告しなければなりません。(民法915,民法924)

ただし、『限定承認』の場合、相続放棄との相違点は、相続人の全員が共同で申請しなくてはなりません。なお、相続人のうち相続放棄を選択した人がいたとしても、その人以外が同意すれば、限定承認の申告をすることができます。

しかし、限定承認はマイナスの財産を引き継がない(相続しない)という民法上のメリットは大きいですが、税法上のデメリットも存在します。

被相続人(亡くなった親族)に対して、財産を時価で相続人に渡したとして『みなし譲渡所得税』が課税されるというものです(所法59)。

『みなし譲渡所得税』とは、譲渡所得があったとみなして、所得税が課税されるということです。被相続人に対して、すべての財産を時価で売却し収入があったとみなし、その財産の取得費などを差し引いた所得に対して所得税が課税されます。

含み益がある財産(例えば、購入したときより値上がりしている株式など)がある場合、限定承認をすると、被相続人に対して所得税が課税されることとなります。相続人は被相続人の所得税について、準確定申告をもって所得税の申告・納付をします(相続の開始後、4ヶ月以内)。また、相続人は財産を時価で取得したこととなります。準確定申告により計算された所得税は被相続人(亡くなった親族)の債務となりますが、その増えた部分の債務は限定承認することによりプラスの財産を超える場合、切捨てられます。

被相続人がプラスの財産よりマイナスの財産のほうを多く持っている場合は、相続人において基本的にデメリットはありません。

ただし、被相続人が明らかに、マイナスの財産よりプラスの財産のほうを多く持っている場合は所得税の分だけ損をすることとなります。限定承認は、よく考え専門家の意見を参考にすべき制度といえます。

## ●まとめ●

『相続放棄』と『限定承認』は相続手続きにおいてたいへん重要なものですが、その手続きの期限は《相続の開始があったことを知った日から3ヶ月以内》とされています。3ヶ月以内に『相続放棄』及び『限定承認』の意思決定を迫られるのはほんとに酷だと思います。親族が亡くなり、バタバタとした日常の中で遺言書の存在などを確認し、相続人を確定させる作業は大変です。そのうえ『相続放棄』及び『限定承認』の意思決定をすると、ある程度の精度で『遺産の総額』を調べなくてははいけません。

被相続人(亡くなられた親族)が生前に財産の詳細を整理されていれば問題はないと思われそうですが、預金通帳の在り処など、本人にしか分からないものも多くあるようです。今回は、相続財産の総額を知るといった内容で、遺産の相続税評価額等について解説してみたいと思います。

## ～今月の山便り～

積雪期の穂高に向かっています。前方に見える尾根は前穂高岳と奥穂高岳をむすぶ吊り尾根です。もう少し先に行くと右手に涸沢岳と北穂高岳その左側には、北アルプス最高峰の奥穂高岳が見えてきます。その奥穂高と対峙するように、前穂高の美しいスカイラインが聳えています。前穂高北尾根は積雪期バリエーションルート初挑戦の思い出のルート。

当時フィルム一眼レフカメラを担いでいた気がするが、先日勢い余ってポジフィルム(山の写真)をすべて断捨離してしまった・・・少し後悔？だいぶ後悔？また行けるのか冬山に???

